

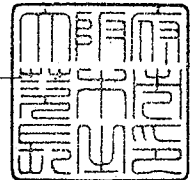
茨木市公告第24号

茨木市立小・中学校校舎等LED照明設備整備に向けた改修計画等
作成業務に係るプロポーザル公告について

茨木市立小・中学校校舎等LED照明設備整備に向けた改修計画等作成業務の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和7年7月22日

茨木市長 福岡 洋



1 業務概要

- (1) 業務名 茨木市立小・中学校校舎等LED照明設備整備に向けた改修計画等作成業務
- (2) 業務の目的 小・中学校校舎等へのLED照明設備の設置にあたり、設計、工事の施工及び監理を早期かつ効率的に行うための改修計画等を作成することを目的とする。
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日から令和8年10月30日まで

2 当該業務の予算額等

19,800,000円(税込)

提案額(参考見積額)が予算額を超過した場合は失格とする。

また、候補者決定後の最終見積(本見積)の提出に際し、予定価格については予算額以下で設定するものとする。

3 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 茨木市(以下「市」という。)の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 茨木市暴力団排除条例（平成24年9月27日茨木市条例第31号）第2条に指定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

(5) 過去10年間に於いて、本業務と同種の業務の元請としての履行実績があること。

なお、同種の業務とは「官公庁保有施設」もしくは「教育施設（民間含む）」のLED照明設備整備改修に係る調査・検討・計画・設計のいずれかに関する業務、又は民間活力導入可能性調査等の業務をいう。

また、「官公庁保有施設」又は「教育施設（民間含む）」のLED照明設備整備に係る調査・検討・計画・設計のいずれかに関する業務」と「民間活力導入可能性調査等の業務」を異なる発注者から別の業務として履行した実績も可とする。

5 プロポーザル実施要項について

別添「茨木市立小・中学校校舎等LED照明設備整備に向けた改修計画等作成業務に係るプロポーザル実施要項」のとおり

日程

質問の提出期限	令和7年7月30日（水）午後3時まで（必着）
質問に対する回答	令和7年8月7日（木）午前9時から
参加申込期間	令和7年8月18日（月）から 令和7年8月25日（月）午後3時まで（必着）
参加資格審査結果通知	令和7年8月29日（金）
企画提案書等受付期間	令和7年9月1日（月）午前9時から 令和7年9月12日（金）午後5時まで（必着）
第1次審査結果通知	令和7年9月17日（水）発送
第2次審査 （プレゼンテーション審査）	令和7年10月6日（月）（予定）
第2次審査結果通知	令和7年10月9日（木）（予定）
契約締結	令和7年10月28日（火）（予定）
業務開始	令和7年10月28日（火）（予定）

6 問い合わせ先（事務局）

茨木市教育委員会 教育総務部施設課 担当 辻・古谷・遠藤

TEL 072-620-1682（直通）

E-mail: shisetsu@city.ibaraki.lg.jp